

茨城県移動性・安全性向上委員会

第16回委員会資料 参考資料1

対策案の立案を優先的に検討する箇所の考え方
(第12回委員会における案)

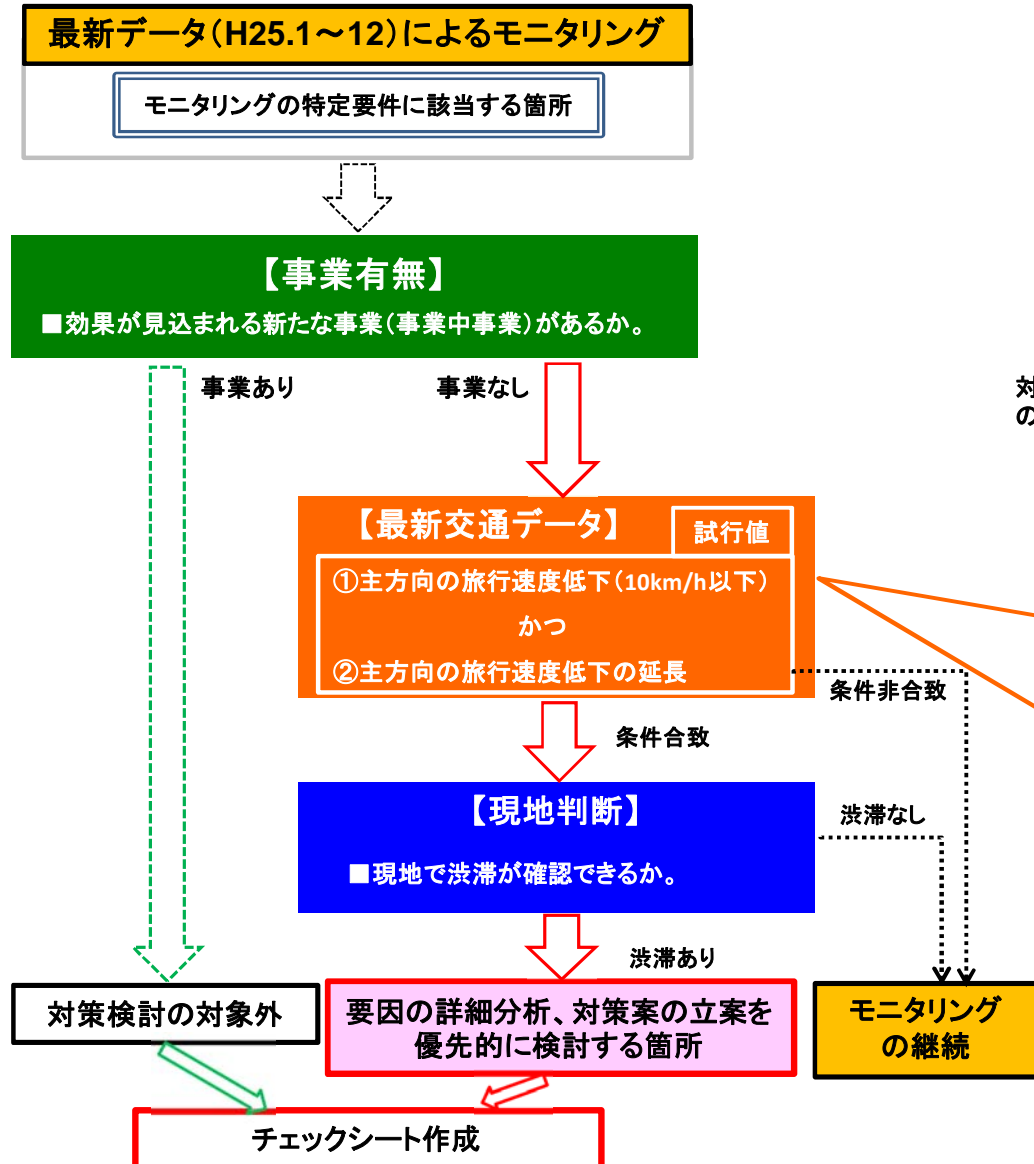
平成27年10月23日

国土交通省 常陸河川国道事務所

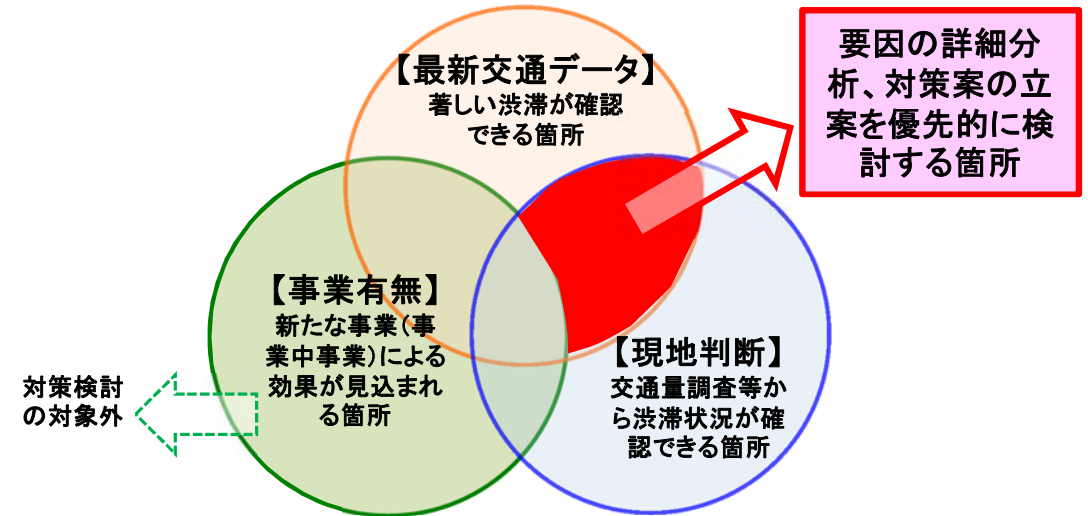
◆対策案の立案を優先的に検討する箇所の考え方(第12回委員会における案)

- 今後、288箇所の主要渋滞箇所をどのように扱っていくかを整理する必要がある。
- そのため、優先的に現状を把握し、対策案を検討するための要因分析を実施する箇所を選定する。
- 事業中の箇所は、引き続き事業を継続し、その妥当性を検証することとし、事業中の事業がない箇所について、最新交通データおよび現地判断から、対策案の立案を優先的に検討する箇所を選定する。

■優先順位づけの検討フロー(案)



■優先順位づけの考え方(案)



- ①および②の条件でチェック
- 【①主方向の旅行速度低下】**
著しい速度低下によって住民生活等に影響を及ぼす箇所については「旅行速度」で補充する考え。
主方向の12時間平均旅行速度(平日または休日)が、国家公安委員会が定義している「渋滞」の判定速度である「10km/h以下」となる箇所を選定。
・平日12時間平均旅行速度:10km/h以下
・休日12時間平均旅行速度:10km/h以下
- 【②主方向の旅行速度低下の延長】**
速度低下している延長が短い箇所は、信号停止の影響を受けやすいため、速度低下している区間長を確認する。